

徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱の改正概要

1 改正内容

委員の任期を2年とする。

現行の「就任した日の属する年度の3月末日まで」を「就任した日から2年」に改める。

(就任した日：令和2年8月27日)

2 改正理由

委員の任期を2年に延長することにより、当推進市民会議の運営を効率的に行えらるとともに、徳島市国土強靱化地域計画の推進に専門的知見や市民の意見を、継続的かつ効果的に反映させることができる。

3 改正箇所

「新旧対照表」(裏面) のとおり

4 施行期日

令和3年2月15日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>○徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱</p> <p>～中略～</p> <p>(組織及び任期)</p> <p>第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、<u>就任した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 人事異動等による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>～中略～</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年8月27日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年2月15日から施行する。</u></p>	<p>○徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱</p> <p>～中略～</p> <p>(組織及び任期)</p> <p>第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、<u>就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 人事異動等による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>～中略～</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年8月27日から施行する。</p>